

【タイ】商標を緊急に使用する場合の商標出願の一次審査結果に関するタイ知的財産局告示について

2023年1月4日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、商標を緊急に使用する場合の商標出願の一次審査結果に関するタイ知的財産局告示についてのお知らせです。

タイ知的財産局（DIP）は、2022年12月22日付で、商標を緊急に使用する場合の商標出願の一次審査結果に関する局告示 No.700/2565 を発行した。緊急に商標を使用する必要がある出願人は、早期審査を求める書面（電子出願システム内のフォームを使用）を願書と一緒に提出することができる。

上記の出願は出願日から4ヶ月以内に一次審査結果を受領することができる。条件は以下の通りである。

- (1) 電子出願システムによる商標登録出願であること。
- (2) 商品／役務の区分が1区分で、品目数が10品目以内であること。
- (3) 商品／役務の品目が、DIPのウェブサイト（<https://tmsearch.ipthailand.go.th>）に掲載されていること。
- (4) 出願人は願書の附属書類を全て提出していること。
- (5) 出願後、審査期間の延長につながる願書の補正、変更を行わないこと。
- (6) 商標使用計画書、マーケティング計画書など、商標使用の必要性を示す証拠書類を添付していること。
- (7) 出願人は、DIPの商標システム、TMview database、Global Brand Database から類似商標を検索する必要がある。類似商標が発見された場合には、検索結果を添付すること。

なお、この局告示は2023年1月3日発効で、マドプロ出願には適用されない。

情報公開日

2023年1月4日

URL 等

https://www.ipthailand.go.th/images/3534/2566/TM/DIP_TM.pdf

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。